

參考資料

1

計画の策定経過

四街道市環境審議会

	開催日程	主な審議内容
令和4年度第2回	令和5年2月15日	第3次四街道市環境基本計画の策定について
令和5年度第1回	令和5年5月25日	諮問 第2次四街道市環境基本計画の進捗状況評価について 環境に関するアンケート調査の結果について 第3次四街道市環境基本計画（骨子案）について
令和5年度第2回	令和5年10月12日	第3次四街道市環境基本計画（素案）について
令和5年度第3回	令和5年11月21日	第3次四街道市環境基本計画（案）について 答申

四街道市環境審議会委員

任期：令和4年11月18日～令和6年11月17日

氏名	所属	備考
青木 秀幸	合同会社いいもんだ代表社員	
加藤 和彦	千葉工業大学社会システム科学部教授	会長
鈴木 純子	一般財団法人千葉県環境財団	
土屋 裕	元千葉県環境生活部	
中村 圭三	敬愛大学名誉教授	
濱田 昌孝	四街道市食品衛生組合長	
原 慶太郎	東京情報大学名誉教授	副会長
半野 勝正	公益財団法人印旛沼環境基金	
矢野 秀和	千葉県印旛地域振興事務所地域環境保全課長	
有賀 正彦	公募委員	
井上 尚久	公募委員	
小野 利恵	公募委員	
松川 由次	公募委員	
三村 幸弘	公募委員	

（敬称略）

環境基本計画策定本部

	開催日程	主な会議内容
令和4年度第2回	令和5年1月18日	第3次四街道市環境基本計画の策定について
令和5年度第1回	令和5年5月15日	第3次四街道市環境基本計画（骨子案）について
令和5年度第2回	令和5年10月4日	第3次四街道市環境基本計画（素案）について
令和5年度第3回	令和5年11月8日	第3次四街道市環境基本計画（案）について

市民参加等

方法	対象	実施期間	内容
アンケート調査	市民・事業者	令和4年12月23日 ～ 令和5年1月13日	四街道市の環境について
ワークショップ (市民会議)	環境保全 活動団体	令和5年3月 (全1回)	・四街道市の自然環境の保全と活用 について
	市民	令和5年6月 (全2回)	・四街道市の環境のいいところ、 悪いところ ・テーマ別課題と解決策
	学生	令和5年6月～7月 (全3回)	・四街道市の環境のいいところ、 悪いところ ・環境情報発信の工夫 ・環境イベントのアイディア

パブリックコメント

実施期間	内容
令和5年12月20日～ 令和6年1月19日	第3次四街道市環境基本計画（案）について

諮問

環 第 1 0 3 号
令和5年5月25日

四街道市環境審議会
会長 加藤 和彦 様

四街道市長 鈴木 陽介



第3次四街道市環境基本計画の策定について（諮問）

四街道市環境審議会条例（平成3年四街道市条例第5号）第2条及び四街道市環境基本条例（平成9年四街道市条例第15号）第8条第3項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第3次四街道市環境基本計画の策定について

2 計画策定の経緯

本市は、平成26年6月に第2次四街道市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」の実現に向け、各種施策等の取組みを進めているところです。

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、掲げられた施策の進捗状況や課題、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年度以降における本市の望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けた取組みを推進するため、新たに第3次四街道市環境基本計画を策定するものです。

答申

令和5年11月21日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市環境審議会

会長 加藤 和彦



第3次四街道市環境基本計画の策定について（答申）

令和5年5月25日付け環第103号で諮問のあった第3次四街道市環境基本計画の策定については、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の計画（案）のとおり結論を得たので、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に十分に配慮されるよう申し添えます。

記

- 1 本計画の策定にあたっては、市民・事業者向けのアンケート調査やワークショップ（市民編・学生編）等、多くの方の意見を参考に検討を重ねてきた。市民や事業者とともに計画を推進するため、計画の内容を十分に周知すること。
- 2 環境問題に関する社会情勢の変化に、柔軟かつ臨機応変に対応できるよう、国や県等の動向を注視するとともに、当審議会の意見を踏まえ、適切に施策の見直し等を行なうこと。
- 3 四街道市では環境保全活動団体が積極的な活動を展開しているが、多くの団体は高齢化の問題を抱えており、先行きを懸念する声が高まっていることから、担い手育成等の支援を早急かつ継続的に進めること。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等(第8条—第22条)

第3章 地球環境保全の推進(第23条)

第4章 環境の保全等の推進体制等(第24条・第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、

人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な

処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにすることにより、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全等に関する市民の自主的かつ積極的な行動が更に促進されるよう、四街道市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、四街道市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ四街道市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(地域の良好な環境の確保)

第10条 市は、健康で安全に暮らせる潤いのある都市空間の形成、地域の特性を活かした良好な景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たって当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全等に適正な配慮がなされるよう、誘導する措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全等に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るよう誘導し、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的

負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに自然環境の適正な保全及び整備並びに健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全等についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全等についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全等への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再

生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び監視等の実施)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、調査の充実を図るとともに必要な監視、測定及び検査の体制を整備し、その実施に努めるものとする。

(財政的措置)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策の推進について、必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全等の推進体制等

(環境の保全等の推進体制の整備)

第24条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全等を推進するための体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

4 二酸化炭素総排出量等の算定方法

市域の二酸化炭素総排出量は、部門ごとに、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（令和4年3月環境省 大臣官房 環境計画課）に基づく標準的手法により算定しています。ただし、廃棄物部門については、積み上げ方式により算定しています。

- ・産業部門、業務その他部門及び家庭部門については、千葉県の二酸化炭素排出量を本市の活動量で按分して算定しています。
- ・運輸部門（自動車）については、千葉県の車種別燃料消費量を本市の車種別自動車保有台数で按分し、車種別排出係数を乗じて算定しています。
- ・運輸部門（鉄道）については、JR 東日本の電力消費量を本市の営業キロで按分し、電力排出係数を乗じて算定しています。
- ・廃棄物部門については、市内の焼却施設において焼却処分された一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの量から算定しています。

二酸化炭素総排出量の算定方法

区分		推計方法	出典
産業部門	製造業	製造業中分類の二酸化炭素排出量（千葉県）×製造業中分類の製造品出荷額等（四街道市）／製造業中分類の製造品出荷額等（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計
	建設業・鉱業	建設業二酸化炭素排出量（千葉県）×新設住宅着工戸数（四街道市）／新設住宅着工戸数（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・建築着工統計調査
	農林水産業	農林水産業全体の二酸化炭素排出量（千葉県）×耕地面積（四街道市）／耕地面積（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・農林水産統計年報
業務その他部門		業務その他の二酸化炭素排出量（千葉県）×床面積（四街道市）／床面積（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・固定資産税概要調書
家庭部門		家庭の二酸化炭素排出量（千葉県）×世帯数（四街道市）／世帯数（千葉県）	・都道府県別エネルギー消費統計 ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数
運輸部門	自動車	車種別燃料消費量（千葉県）×車種別自動車保有台数（四街道市）／車種別自動車保有台数（千葉県）×燃料別排出係数	・自動車燃料消費量調査 ・千葉県統計書
	鉄道	JR 東日本の消費電力×営業キロ（四街道市）／営業キロ（全線）×電力排出係数	・鉄道統計年報
廃棄物部門		一般廃棄物焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック組成割合×プラスチックを焼却した際の排出係数	・一般廃棄物処理実態調査結果

市域の温室効果ガス吸収量は、森林吸収源対策が行われている地域森林計画対象民有林による吸収量と都市緑化の推進による吸収量を合計した値です。以下の方法で算定しています。

- ・森林吸収源対策が行われている地域森林計画対象民有林による吸収量は、基準年度以降の対策実施面積のみを用いて次の式で算定を行います。

$$R=A \times B$$

R：吸収量（森林経営活動に伴う CO₂ 吸収量 [t-CO₂/年]）

A：面積（森林経営活動に伴う面積 [ha]）

B：吸収係数（森林経営活動を実施した場合の吸収係数 [t-CO₂/本 ha/年]）

- ・都市緑化の推進による温室効果ガス吸収量は、都市公園面積を用いて次の式で算定を行います。

$$R_a=A_a \times BI_a \times (-44/12)$$

R_a：吸収量（対象となる都市緑地 a における生体バイオマス成長に伴う吸収量 [t-CO₂/年]）

A_a：緑化面積（対象となる都市緑地 a の指定後又は造成後 30 年以下の面積 [ha]）

BI_a：成長量（対象となる都市緑地 a の単位面積あたりの成長量 [t-C/ha/年]）

5 成果指標一覧

基本目標 1 次世代に引き継ぐ脱炭素社会の実現に貢献できるまち

指標	現状値	目標値	評価方法
市域の二酸化炭素総排出量	415 千 t-CO ₂ (2020 年度)	241 千 t-CO ₂ 以下	◆算出方法 産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門における二酸化炭素排出量の合計（p.97 参照） ◆出典 p.97 参照 ◆目標設定の考え方 国、県の温室効果ガス削減目標をもとに目標値を設定。
市域の再生可能エネルギー導入容量（累計）	25,979kW (2021 年度)	37,300kW 以上	◆算出方法 FIT 制度による再生可能エネルギー導入容量のうち、本市における総導入量 ◆出典 経済産業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開用ウェブサイト公表資料 ◆目標設定の考え方 千葉県目標設定の考え方をもとに、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、目標値を設定。
市域のクリーンエネルギー自動車の登録台数（累計）	209 台 (2021 年度)	415 台 以上	◆算出方法 市内の EV（原付 EV を除く）、FCV、PHV の合計台数（累計） ◆出典 一般社団法人 次世代自動車振興センターによる CEV 補助金の補助台数 ◆目標設定の考え方 千葉県目標設定の考え方をもとに、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、目標値を設定。

基本目標 2 思いやりの心が育まれる自然豊かなまち

指標	現状値	目標値	評価方法
ホタルの生息（確認）数	988 匹 (2022 年度)	毎年度 1,000 匹 以上	◆算出方法 市内の各地区におけるホタルの生息（確認）数の合計 生息数算出にあたっては、環境保全活動団体による調査で、調査回ごとの単純平均で一番多かった回の数値を採用。 ◆出典 環境保全活動団体によるヘイケボタル生息調査 ◆目標設定の考え方 2017 年以降、生息（確認）数の平均は 700 匹程度であり、かつ、1,000 匹を上回る年が無い状況。ホタル自生地等を環境保全活動団体と協働で保全することにより、生息（確認）数を毎年度 1,000 匹以上にする目標値を設定。
自然環境保全地区の数	新規指標のため現状値無し	3 箇所 以上	◆算出方法 市が特に自然環境の保全が必要な場所として選定する「自然環境保全地区」の箇所数 ◆出典 — ◆目標設定の考え方 市内で貴重な自然が残されており、かつ、保全のための活動が既に行われている場所の中で、今後も継続した保全活動が特に必要である場所を 2-3 年に 1 箇所ずつ選定するよう目標値を設定。
自然環境に満足している市民の割合	38% (2022 年度)	50% 以上	◆算出方法 市民アンケートにおいて自然環境に関する設問（「身近に自然に親しめる空間がある」「希少な野生生物の生息・生育空間が守られている」「河川や水路、湿地と親しめる空間がある」「環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある」「緑と親しめる公園・緑地が整備されている」「自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある」）に「満足」「まあ満足」と回答した割合の平均値 ◆出典 四街道市の環境に関する意識調査報告書 ◆目標設定の考え方 生物多様性保全の取り組みや里山環境の保全・活用等により、市民の二人に一人が満足するよう目標値を設定。

基本目標 3 循環型社会の実現に向けた取組みを实践するまち

指標	現状値	目標値	評価方法
1人1日あたり総排出量	765g/人・日 (2022年度)	755g/人・日 以下	◆算出方法 資源物を含む生活系ごみと事業系ごみを合計した市内のごみ総排出量の1人1日あたりの排出量 ◆出典 四街道市一般廃棄物処理基本計画年次報告書 ◆目標設定の考え方 「第4次循環型社会形成推進基本計画(H30.6.19閣議決定)」に掲げられた目標等を参考に、排出抑制策やリサイクルの方針を勘案し目標値を設定。
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	516g/人・日 (2022年度)	495g/人・日 以下	◆算出方法 市で収集している資源物を除いた、家庭からの1人1日あたりごみ排出量(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、粗大ごみが該当) ◆出典 四街道市一般廃棄物処理基本計画年次報告書 ◆目標設定の考え方 「第4次循環型社会形成推進基本計画(H30.6.19閣議決定)」に掲げられた目標等を参考に、排出抑制策やリサイクルの方針を勘案し目標値を設定。
リサイクル率	21.7% (2022年度)	23.9% 以上	◆算出方法 クリーンセンターに運びこまれる資源物やごみから選別工程を経て選別残渣を除いた、再資源化総量と集団回収量(リサイクル量)をごみ排出量で除した割合 ◆出典 四街道市一般廃棄物処理基本計画年次報告書 ◆目標設定の考え方 「第4次循環型社会形成推進基本計画(H30.6.19閣議決定)」に掲げられた目標等を参考に、排出抑制策やリサイクルの方針を勘案し目標値を設定。
可燃ごみ中のプラスチック混入率	26.8% (2022年度)	9.4% 以下	◆算出方法 可燃ごみ分別実態調査の実測値 ◆出典 四街道市地球温暖化防止実行計画(事務事業編) ◆目標設定の考え方 市民への啓発によりプラスチックの分別を促進し、2012年度値より50%削減する目標値を設定。

基本目標 4 健やかに安心して暮らせるまち

指標	現状値	目標値	評価方法
生活環境（大気、騒音、振動等）に満足している市民の割合	40% (2022 年度)	50% 以上	◆算出方法 市民アンケートにおいて大気、騒音、振動等に関する設問（「きれいな空気が保たれている」「安心できれいな水が保たれている」「土壌汚染や地盤沈下が防止されている」「騒音・振動の少ない静かな生活が守られている」）に「満足」「まあ満足」と回答した割合の平均値 ◆出典 四街道市の環境に関する意識調査報告書 ◆目標設定の考え方 大気の保全、騒音、振動等への対策等により、市民の二人に一人が満足するよう目標値を設定。
生活排水処理率	95.9% (2022 年度)	95.9% 以上	◆算出方法 水洗化・生活雑排水処理人口（公共下水道接続人口と合併処理浄化槽人口の合計）を計画処理区域内人口で割った割合。 ◆出典 四街道市一般廃棄物処理基本計画年次報告書 ◆目標設定の考え方 一般廃棄物処理基本計画の 2025 年度目標値 94.8%を 2022 年度現在で上回っているため、2025 年度は現状維持の目標。
気候変動の影響に備えている市民の割合	新規指標のため現状値無し	2027 年度実施予定の調査より 10%以上アップ	◆算出方法 実施予定の市民アンケートにおいて「ハザードマップの確認」「防災訓練への参加」「水分・塩分の適度な補給」等の項目の設問に「取り組んでいる」と回答した割合の平均値 ◆出典 － ◆目標設定の考え方 啓発を進めることにより、調査実施予定の 2027 年度値より増加させる目標値を設定。

基本目標 5 みんなで環境づくりに取り組むまち

指標	現状値	目標値	評価方法
環境学習参加人数	173 人 (2022 年度)	1,300 人 以上	◆算出方法 市主催、共催の環境学習授業等の参加人数の合計 ・廃棄物対策課出前授業 (R4-132 人→目標 132 人) ・環境政策課出前授業 (R4-0 人→目標 100 人) ・ごみを減らそう講習会 (R4-41 人→目標 41 人) ・ホタル観察会 (R4-0 人→目標 30 人) ・環境動画視聴者数 (R4-0 人→目標 1,000 人) ◆目標設定の考え方 環境学習に取り組める機会を充実することにより、環境学習授業等の参加人数を 2022 年度値より増加させる目標値を設定。
自然環境保全活動ボランティア参加人数	47 人 (2022 年度)	180 人 以上	◆算出方法 市主催、共催の環境保全活動の参加人数の合計 ・上手操川清掃 (R4-18 人→目標 30 名) ・ホタル観察地清掃 (R4-春 15 人、秋 14 人→目標 2 回×30 名=60 名) ・新規保全場所清掃 3 か所 (旭中北、みそら南等) ×30 名=90 名 ◆目標設定の考え方 環境学習に取り組める機会を充実することにより、環境保全活動参加人数を 2022 年度値より増加させる目標値を設定。
普段から環境保全活動に取り組んでいる市民の割合	50% (2022 年度)	60% 以上	◆算出方法 市民アンケートにおいて、「普段取り組んでいる環境活動」20 項目の設問に「取り組んでいる」と回答した割合の平均値 ◆出典 四街道市の環境に関する意識調査報告書 ◆目標設定の考え方 環境学習に取り組める機会を充実することにより、普段から環境保全活動に取り組む市民の割合を 2022 年度値より増加させる目標値を設定。

6 用語集

【アルファベット・英数字】

BEMS

Building Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）の略称である。業務用ビル等の建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのことをいう。

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称である。水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

CEV

Clean Energy Vehicle（クリーンエネルギー自動車）の略称である。走行時の二酸化炭素排出量が少ない自動車のことで、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等がある。

COP

Conference of the Parties（締約国会議）の略称である。環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

EV

Electric Vehicle（電気自動車）の略称である。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のことをいう。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略称である。

1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

PPA モデル

Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略称である。電気を事業者に売る電力事業者（PPA 事業者）と、需要家（電力の使用者）との間で結ぶ電力販売契約のことをいう。需要家の敷地内の屋根や遊休地に太陽光発電設備を設置し、電力を自家消費するオンサイト PPA と、需要家の敷地外に太陽光発電設備を設置し、需要家に送電するオフサイト PPA がある。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称である。2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

2030 アジェンダ

2015（平成 27）年にニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで採択された成果文書を指す。正式名称は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」である。

4R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：資源化）」の 3R に「Refuse（リフュース：発生回避）」を加えたものをいう。

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことである。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた「事業系ご

み」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

エコチューニング

建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うことである。

エコドライブ

車を運転するうえで簡単に実施できる環境対策のことを指し、二酸化炭素（CO₂）等の排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、タイヤの空気圧を適正に保つ等がある。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体のことである。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

外来種

国内外の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のこと、ブラックバス等が知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。2015（平成 27）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、国内外での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

外来生物

外来種のうち、国外から人為的に持ち込まれて日本で生息・生育することになった生物種のことをいう。外来生物法によって、地域の生態系や人間の健康、農林水産業等に大きな被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあると認められる外来生物が「特定外来生物」として指定されており、特定外来生物は、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規

制されている。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量を差し引いて「実質ゼロ」を達成することをいう。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として国が定めるものをいう。

この基準は、公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定められるもので、「ここまでは汚染してもよい、これを超えると直ちに被害が生じる」といった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである。2018（平成 30）年に閣議決定された『第五次環境基本計画』は、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画である。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組みを推進していくこととしている。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めるものとして 1993（平成 5）年に制定された法律である。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に

関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育のことをいう。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス等、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組みである。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検・評価(Check)、見直し(Action)を行うもので、このPDCAサイクルを繰り返して行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018(平成 30)年に制定された法律である。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1992(平成 4)年 5 月に国連総会で採択され、1994(平成 6)年 3 月に発効した。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

クーリングシェルター

地域における熱中症対策の促進を目的として、極端な高温時に暑さから避けるために、自治体が指定する公共施設やショッピングセンター等の民間施設の冷房が効いた施設をいう。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気を買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社等に、一定の価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称である。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーとされている。

循環型社会

天然資源の消費量を抑えて、環境負荷をできるだけ減らした社会のことをいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000(平成 12)年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環経済

資源や製品を経済活動の様々な段階(生産・消費・廃棄等)で循環させることで、資源やエネルギーの消費や廃棄物発生を抑えながら、その循環の中で付加価値を生み出すことによって、経済成長と環境負荷低減を両立するた

めの国際的かつ協調的取組みのことをいう。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく効率的に利用し、エネルギー消費量を節約することをいう。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残し等、本来食べられるのに廃棄されている食品のことをいう。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2019（令和元）年で約 570 万 t 発生しているとされており、日本人 1 人当たりで換算すると、約 113 g（お茶碗軽く一杯分）の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）である。2019（令和元）年に発生し、2023（令和 5）年現在も流行し続けている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことをいう。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川等のひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壤動物等のあらゆる生物と、水、空気、土壌等の非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベル等で多くの生きものの種が存在することをいう。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律であり、2008（平成 20）年に制定された。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然

と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のことをいう。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」になる社会のことをいう。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、その第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。1998（平成 10）年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としている。

電力排出係数（CO₂ 排出係数）

電力会社が電力を作り出す際に、どれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかを示す指標である。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素を算出することができる。

特定外来生物

2004（平成 16）年に制定された特定外来

生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来生物の中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等が規制される。

【な行】

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることをいう。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料等を作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できる。

パリ協定

「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定であり、2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」こと等が盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象のことをいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルト等に覆われているために夜間に気温が下がらないことにより発生する。

フードドライブ

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を集めて、フードバンクや福祉団体に寄付する活動のことをいう。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地（自らの土地を含む）等に捨てる行為のことをいう。

【や行】

ヤード

周囲が鉄壁等で囲まれた作業場等であって、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設のことをいう。

【ら行】

リサイクル（資源化）

廃棄物等を「原材料」として再利用することをいう。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することをいう。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売に至る全ての段階での取組みが求められる。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装を拒否する、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等ライフスタイル全般にわたる取組みが求められる。

リフューズ（発生回避）

ごみとなるようなものをもらわない、断ることで廃棄物の発生を回避することをいう。マイバッグやマイボトルの持参により、レジ袋や飲料容器をもらわない行動等が該当する。

リユース（再使用）

使用済みの製品を捨てずに繰り返し使うことをいう。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストをいう。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリスト（環境省レッドリスト）としてまとめている。

また千葉県でも、千葉県の保護上重要な野生生物を一覧にした独自のレッドリスト（千葉県レッドリスト）を作成している。